

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- ①特別支援教育の考え方を取り入れた「六小スタンダード」に基づき、共通理解・共通実践による組織的な生活指導を推進する。保護者・地域との連携も強化し、望ましい生活習慣の定着を図るとともに、規範意識や自己の特性の理解及び自己肯定感、自他を尊重する心情を醸成する。
- ②学校いじめ対策基本方針に基づき、児童アンケートや「だれでも相談週間」、アセス（年2回）による実態把握、いじめ防止授業の実施、生活指導朝会や日常的連携による情報共有、スクールカウンセラーを活用した教育相談機能の充実など、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の取組を推進する。命の週間では講話・学級指導により命の大切さを指導する。

イ 進路指導

- ①「できる。分かる。」体験の積み重ねを通し、学ぶことの意味や自己の生き方について考えさせ、勤労観や職業観を育む。「キャリアパスポート」を活用したキャリア教育推進により自己理解・自己管理能力を育み、自己の特性を生かして社会的自立や自己実現する主体的な行動力を育てる。
- ②幼稚園・保育園、中学校との交流活動の充実により自身の成長を実感させ、上級学校進学への意識を高める。校内委員会の充実や家庭向け研修会の実施等による組織的な対応を充実させる。個別指導計画や学校生活支援シートの作成等を通し、家庭や関係機関と連携を密にし、児童の就学相談の充実を図る。

(4) 特別な配慮を必要とする児童への指導

ア 特別支援教育の充実に関すること

- ①個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて、特別支援教育コーディネーターを複数配置し、校内委員会を充実させる。通常学級・特別支援教室担当教員等による校内の情報共有や、巡回相談心理士・特別支援教室専門員の活用を図る。
- ②保護者や関係機関等との連携を図りながら、学校生活支援シート・個別指導計画の見直し・改善を行い、対象児童一人一人の障害の状態や発達の段階等を的確に把握する。

イ 帰国児童や外国人児童の学校生活への対応や日本語の習得に関わること

- ①対象児童が人権を正しく尊重され、心身ともに安定し充実した学校生活を送ることができるよう校内委員会を中心として、適応に向けた支援を充実する。
- ②日本語指導員活用により日本語指導を充実させ、日本の生活習慣・文化等を正しく理解する学習を行う。

ウ 不登校児童への配慮に関わること

- ①校内委員会やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関との連携を図り、清瀬市長期欠席等対応シートに基づく適切な対応や未然防止に努める。
- ②不登校傾向の児童の居場所を校内に設置する。見守りに外部人材を活用し、ICT活用により学習を保障しつつ、安心感を高められる関わりの体験をもたせていくことで教室復帰を目指す。登校が難しい児童については、地域NPOの不登校の子供の居場所づくり事業と、オンラインにより連携し対応していく。